

就学援助制度について

この制度は、経済的な事情により生活に困窮する家庭やそれに準ずる程度に困窮している家庭の児童・生徒に対して、「学用品」「給食費」「修学旅行費」などの一部を補助する制度です。

○ 申請・認定について

申請書は各小・中学校並びに幼稚園に配布してありますので、希望される方は、通学している学校、幼稚園にご確認願います。

なお、希望される方は、3月2日（金）までに通学、通園している学校、幼稚園に提出願います。

認定については、収入状況や家族状況など申請書に基づき調査することになり、調査結果によっては認定されない場合もありますので、御了承願います。

○ お問い合わせ先

羅臼町教育委員会 学務課学校教育係（公民館内）

電話 87-2129